

即位礼正殿の儀、祝賀御列の儀等に伴う協力依頼について【補足情報】

今般、「小型無人機等飛行禁止法」に基づく外務省告示により東京都内の関係施設及びその周辺地域の飛行禁止区域が指定されました。また、警察庁より、飛行禁止区域外の関係地域上空での無人航空機により飛行の自粛要請がございました。

つきましては、下記のとおり参考連絡させていただきますので、趣旨ご理解の上、必要に応じ傘下会員及び関係団体等へご連絡など御協力方よろしく申し上げます。

【小型無人機等飛行禁止法に基づく指定区域上空の飛行禁止及び飛行自粛】

即位礼正殿の儀などに際し、多くの外国元首・祝賀使節の来日が予定されていることに伴い、「小型無人機等飛行禁止法」に基づく飛行禁止区域が指定されました。

10月21日より24日までの間は、同法に基づき、東京都内の関係施設及びその周辺地域の上空における小型無人機、操縦装置を有する気球、ハンググライダー（原動機を有するものを含む。）、パラグライダー（原動機を有するものを含む。）等の飛行は禁止されます。

また、警察庁からの要請により「小型無人機等飛行禁止法」に基づく飛行禁止区域外の関係地域上空においても、無人航空機の飛行を自粛していただきますようお願いいたします（具体的な飛行自粛要請地域は以下のとおり）。やむを得ない理由により飛行させようとする場合には、管轄する各警察署に連絡してください。

具体的な飛行禁止区域等の詳細については以下のホームページをご確認下さい。

なお、上記の期間にかかわらず、小型無人機等飛行禁止法により、皇居及びその周辺地域上空が飛行禁止区域として指定されております。また、航空法により、空港等の周辺や人口集中地区の上空等の空域は、原則として無人航空機の飛行は禁止となっております。

○小型無人機等飛行禁止法の飛行禁止区域に関する情報

外務省ホームページ

https://www.mofa.go.jp/mofaj/ms/po/page22_003327.html

○小型無人機等飛行禁止法に関する情報

警察庁ホームページ

<https://www.npa.go.jp/bureau/security/kogatamujinki/index.html>

○無人航空機の飛行自粛要請地域

東京都品川区、渋谷区、新宿区、中央区、千代田区、豊島区、文京区、港区、目黒区

○警視庁の連絡先

麹町警察署 03-3234-0110（内線4612）

丸の内警察署 03-3213-0110（内線4612）

神田警察署 03-3295-0110（内線4612）

中央警察署 03-5651-0110（内線4612）

久松警察署	03-3661-0110 (内線4612)
築地警察署	03-3543-0110 (内線4612)
愛宕警察署	03-3437-0110 (内線4612)
三田警察署	03-3454-0110 (内線4612)
高輪警察署	03-3440-0110 (内線4612)
麻布警察署	03-3479-0110 (内線4612)
赤坂警察署	03-3475-0110 (内線4612)
東京湾岸警察署	03-3570-0110 (内線4612)
大崎警察署	03-3494-0110 (内線4612)
目黒警察署	03-3710-0110 (内線4612)
渋谷警察署	03-3498-0110 (内線4612)
原宿警察署	03-3408-0110 (内線4612)
代々木警察署	03-3375-0110 (内線4612)
牛込警察署	03-3269-0110 (内線4612)
新宿警察署	03-3346-0110 (内線4612)
戸塚警察署	03-3207-0110 (内線4612)
四谷警察署	03-3357-0110 (内線4612)
大塚警察署	03-3941-0110 (内線4612)
目白警察署	03-3987-0110 (内線4612)